

知っていますか？『こどもの権利』

全てのこどもたちが笑顔で自分らしく育つために、今大切にされている『こどもの権利』や世界や日本で広がる大切な約束についてご紹介します。

① 『こどもの権利』とは？

『こどもの権利』という言葉を知っていますか？

『こどもの権利』と聞くと、何か特別な権利のように聞こえるかもしれませんが、私たちが人間として当たり前に持っている権利（人権）を、こどもたちも同様に一人一人が持っているということです。

権利は、全てのこどもが一人の人間として尊重され、持って生まれた可能性や能力を伸ばしながら健やかに成長し、自分らしく生きるために不可欠なものです。

また、こどもは現在、心身ともに大きく成長している真っ最中であるため、自分の力を発揮して健やかに育っていけるよう、大人や社会全体で守り、支えていくことが大切です。

② こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは？

こうした『こどもの権利』は、世界共通の約束事として定められており、それが1989年（平成元年）に国際連合で採択された『こどもの権利条約』（児童の権利に関する条約）です。

日本を含む196の国・地域がこの約束を交わしており、全てのこどもたちが笑顔で過ごせるよう、世界中の大人たちが責任を持って守っていくことを誓い合っています。

そして、この基本の考え方をもっと身近で分かりやすく整理し、4つに分類したものが、『4つの柱』です。

基本の考え方『4つの柱』とは？



生きる権利
健康に、大切に
されること



育つ権利
学び、遊び、自
分らしく成長す
ること



守られる権利
危険や暴力から
守られること



参加する権利
自分の意見を言
えること

③ 日本にもある！『こども基本法』とは？

『こどもの権利条約』の理念を尊重しつつ、日本でも全てのこどもが幸福な生活を送る社会の実現を目指して作られたルールが『こども基本法』です。

国だけではなく、都道府県、市が一丸となり、社会全体でこどもたちが大人になるまでの心身の健全な育成をサポートするとともに、日々の子育てに尽力する保護者をしっかりと支えていくこととしています。



④ 全てのこどもが笑顔で育つまちへ

こどもの権利を保障し、守ることは、こども自身が「自分は大切にされている」「生まれてきてよかった」と実感することに直結します。そしてそれは、他者を思いやり、大切にできる優しい心を育むことにもつながります。

こどもたちが自分らしく、笑顔で未来へ一歩を踏み出せるよう、私たち大人が見守り、支えていきましょう。

秋のこどもまんなか月間とは？

国は、毎年11月を『秋のこどもまんなか月間』と定め、こどもや子育てに優しい社会づくりのための各種取り組みを行っています。

その一環として実施される『オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン』では、関係機関と共に児童虐待を防ぐための取り組みを推進しています。

本市でも、児童虐待に対する深い関心と理解を得ることができるよう、この時期に合わせて集中的な広報・啓発活動に取り組んでいます。



『ヤングケアラー』を知っていますか？

本来は大人が担う家事や家族の世話を日常的に行い、自身の生活や進路に影響が出ているこどもたちを『ヤングケアラー』と言います。このようなこどもたちに寄り添い、支援していくためには、地域の皆さんによる気づきと、「今日は元気かい？」「何か困ってないかい？」などの声掛けが大事です。

「もしかして…？」と心配な状況に気づいたら、どんな小さなことでも市にご相談ください。



▲市公式ウェブサイト



「こんなとき、どうしよう」をサポートします



こどもショートステイ

体調不良、お仕事、冠婚葬祭あるいは少し育児から離れてリフレッシュしたいといった理由で、一時的にお子さんのお世話が難しくなったという保護者の方のために、市で委託した施設や里親宅で、お子さんを必要な期間お預かりします。

利用するには、事前に申請が必要です。また、お子さんの年齢や世帯の課税状況などにより、所定の費用がかかります。



▲市公式ウェブサイト

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児などに対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊婦のいる家庭に支援員がご自宅に訪問し、困っている事のお話を聞いたり、一緒に外出や家事をお手伝いします。

利用には事前に申請と支援計画の作成が必要です。まずはこども家庭センターにご相談ください。



▲市公式ウェブサイト



こども家庭センターにご相談ください

子育ての悩みやこども自身の不安、「どこに相談すればいい？」と迷っていませんか？こども家庭センターは、こども自身からも保護者からも相談を受け付ける窓口です。どんな小さな事でも、どこに相談していいかわからない時も、一人で抱え込まずにまずは気軽にご連絡ください。

※相談は匿名でも受け付けています。また、相談した方の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

問い合わせ こども家庭センター

●母子保健業務に関すること（☎0100）

●こどもの相談や通報に関すること

（☎6677、Eメール：child2@city.noboribetsu.lg.jp）